

平成20年10月24日

長崎県設備設計委託業務について

県土木部まちづくり推進局建築課発注の建築設備設計委託につきましては、本年度まで建築士法に基づく事務所登録を指名要件としております。

しかし、昨今、建築設備設計等にも、より専門知識を求める必要があるとの意見で建築士法改正も行なわれ、建築設備設計委託業務の指名要件を下記のとおり見直すことといたしましたのでお知らせします。

記

- ・設備設計委託の指名要件は、次のアからエの全てを満たす者とする。
 - ア 長崎県、調査・設計・測量業務等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - イ 入札参加資格者名簿に、建築関係建設コンサルタント業務の内、暖冷房・衛生・電気のいずれかで登録していること。
 - ウ 登録コンサルタント事務所の主たる業務に建築設備設計が含まれ、施工を業務としていないこと。(以下「設備設計事務所」という。)
 - エ 次のいずれかに該当する設備設計事務所であること。
 - ① 建築設備士が在籍するもの。
 - ② 建築士法に基づく建築士事務所登録を行なっている設備設計事務所で、所属設備関係技術者数が建築技術者数以上のもの。
- ※ 設備関係有資格者：設備設計一級建築士、建築設備士、電気・管工事施工管理技士、第一種電気工事士等。
建築技術者：一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築施工管理技士等。
- ※ なお、この要件の適用は平成21年4月1日からとする。
また、設備設計を再委任として受注する場合、上記条件は適用しない。

(参考)

平成20年12月1日より、県土木部監理課において平成21・22年度の「調査・設計・測量業務等入札参加資格申請書」の審査が行なわれます。

日程が定められていますので、注意してください。

なお、平成21年度に設計業務委託の指名を希望する方は、この資格審査を受ける必要がありますので、かならず申請書を提出願います。

詳しいことは、長崎県土木部ホームページ・建設業関係の入札参加関係ページをご覧ください。

平成21・22年度・・・調査・設計・測量の入札参加資格申請書審査実施要領のページに詳しく表示されています。

※ この件に関する問い合わせ等は次の所までお願いします。

長崎県土木部まちづくり推進局建築課設備班

担当者：蔭山、峯添、益村

TEL：095-894-3097